

離婚訴訟を提起する方へ

令和5年3月

神戸家庭裁判所 人事訴訟係

離婚訴訟を提起する方は、訴状を作成される際、以下の点にご注意ください。

【管轄】

- 1 離婚訴訟の管轄裁判所は、訴え提起時のいずれかの当事者の住所地（当事者が死亡しているときは死亡時の住所地）を管轄する家庭裁判所です。
- 2 住所地が分からない場合は、最後の住所地を管轄する家庭裁判所となる場合もあります。
- 3 当事者に外国籍の方がいる場合、当裁判所ホームページ「外国籍の方の離婚訴訟の管轄・準拠法について」を参考にしてください。

【当事者目録】

- 1 当事者の本籍（外国籍の方は国籍）を忘れずに記載してください。
- 2 住所は、住民票上の住所ではなく、現住所を記載してください。現住所を秘匿される場合は、訴状には現住所以外の住所を記載することで構いませんが、管轄を確認する必要がある場合には、現住所を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 3 子に関する附帯処分申立てがある場合でも、子は離婚訴訟の当事者ではありませんので、当事者目録に記載する必要はありません。

【請求の趣旨】

- 1 請求の原因の記載とくい違いがないように注意してください。
- 2 18歳未満の未成年の子がいる場合、仮にご自身が親権者となることを希望していない場合でも、親権者の指定について必ず記載してください。
- 3 養育費の終期は、「成人に達するまで」、「大学を卒業するまで」等と記載するのではなく、「●歳に達するまで」、「●歳に達した後に最初に到来する3月まで」等と具体的な時期を特定して記載してください。
- 4 離婚に伴う慰謝料以外の損害賠償請求は、離婚訴訟の関連請求（離婚請求の原因である事実によって生じた損害賠償請求（人事訴訟法17条）となるもののみ、離婚訴訟で請求することができませんので、当該要件を満たしていることを記載してください。
- 5 離婚に伴う慰謝料や財産分与について遅延損害金を請求する場合の始期及び利率は、離婚判決の確定日以降の日から、現在の民事法定利率である年3%です。

- 6 損害賠償請求については、離婚に伴う慰謝料の請求か、それ以外かにより、遅延損害金の始期と適用される遅延損害金の利率に差異が生じることがありますので、いずれの請求かを特定して記載してください。
- 7 離婚事件においては、離婚に伴う慰謝料の請求以外の損害賠償請求にしか、仮執行宣言を付すことは出来ません。

【請求の原因】

- 1 離婚原因（民法770条1項の何号に該当するか）を記載してください。
- 2 事実関係は、離婚原因を主張するのに必要な範囲で整理して記載してください。
- 3 財産分与の申立てをする場合、財産分与の基準日として相当と考える日及びその理由を記載してください。
- 4 夫婦関係調整調停を当庁で行った場合、調停不成立証明書を提出する必要はありませんが、請求の原因欄で、当該調停の事件番号と不成立となった日を記載してください。また、調停が不成立となった理由も、今後の訴訟の進行の参考となりますので、記載してください。
- 5 当事者に外国籍の方がいる場合、国際裁判管轄及び準拠法について検討して記載してください（詳細は当裁判所ホームページ「外国籍の方の離婚訴訟の管轄・準拠法について」に記載しておりますので、参考にしてください。）。

【書証】

- 1 当事者の戸籍は、甲1号証として書証で提出してください（裁判所へは原本の提出が必要です（人事訴訟規則13条））。
- 2 必要な書証（養育費を請求する場合の自身の収入資料や財産分与を請求する場合の財産資料等）は、可能な限り訴状提出時に提出してください。
- 3 証拠説明書も併せて提出してください。
- 4 準拠法が外国法である場合は、当該法律の条文及び訳文を書証として提出してください。

【添付書類】

年金分割の申立てをされる場合、訴訟提起時から1年以内に発行された年金情報通知書の原本を提出してください。当事者の住所部分はマスキングをして隠した形で提出してください。

【その他】

- 1 訴訟上の救助を申立てる場合は、支払の猶予を求める裁判費用の範囲の特定をしてください。

添付資料は、日本司法支援センターによる民事法律扶助の援助開始決定では不十分ですので、生活保護を受給されている方は受給証明書を、その他の方は、2か月分の収入資料、預金通帳（全部）の写し、家計収支表を提出してください。

- 2 財産目録、子の監護に関する陳述書の書式は、当裁判所ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。
- 3 被告が外国籍の方で、日本語を話せず、代理人弁護士も受任する見込みがなさそうである場合は、その旨の情報提供をお願いいたします（初回期日に要する時間や通訳の要否を検討する必要があります。通訳にかかる費用は予納していただきます。）。

以上